

6. 提言

(2) 当面の課題についての提言(続き)

- 生活困窮者自立支援法関連部署との協働
滞納者への自立支援が必要であると判断された場合には、「生活困窮者自立支援法」(平成25年法律第105号)に基づく各事業等へ適切につなげていく
- 債権管理条例の制定・改正
訴訟提起の専決処分、債権放棄基準、債権回収・整理計画の進捗管理等
- 延納・減免、放棄等関連
債権管理コストの縮減、生活困窮者の再生、モラルハザード防止を図る(本報告書資料別添2「債権放棄関連のルール制定例」)
- 課ごとの債権管理回収状況の公表

(3) 今後検討すべき課題についての提言

- 公金債権回収民間市場の形成関連
担い手側からの委託費用・効果に関する情報発信、情報交換等
- 委託費用の決定方法
固定費、成功報酬等の適切な組合せによる柔軟な委託費用の決定(本報告書資料別添1「委託業務内容等と委託費用」)
- 条例による受託者コントロールの手法
民間事業者に、公共サービス改革法に基づくのと同様の守秘義務違反に関する刑事罰を設定
- 新たな回収スキーム案
住宅ローン特別条項を活用したスキーム等
- その他、地方公共団体及び民間事業者の自助努力のみでは解決困難な問題関連
地方税法22条関連、滞納処分の民間委託等

第2章 地方公共団体の適正な請負(委託)事業推進関連(本報告書43頁～)

本章では、内閣府公共サービス改革推進室「地方公共団体の適正な請負(委託)事業推進のための手引き」(本手引き)について実施した一部改訂の内容を紹介している

改訂の概要

- 従前の本手引きにおいては、地方公共団体が民間に委託した業務について「業務が未完成であると判断された場合や、業務の質が確保されていないと判断された場合」に備えた、「やり直し部分については地方公共団体自らが作業を行う旨の取り決め」をすることができない旨の記載があった。



- この点について、かかる取り決めをする場合において判断に迷った場合には、労働局へ問い合わせることを慫慂する旨の内容に、所管省庁との調整のもと、改訂を実施。



今般の改訂により、業務の民間委託がより進むものと考えられる

第3章 資料編(本報告書48頁～)

本章では、公金債権回収の民間委託にあたり参考としていただくべく、有用となる情報をまとめた資料を添付している

- 「各試行自治体において実施された試行内容及びその結果」
- 「委託に当たってのチェックポイント集」
- 「試行自治体等で用いられた仕様書等の実例」
- 別添1「委託業務内容等と委託費用」
- 別添2「債権放棄関連のルール制定例」
- 参考資料「第4回地方公共サービス小委員会(平成25年7月30日)資料2(別添)(抜粋)」
- 参考資料「平成23年3月3日付け総行政第29号、総税市第11号「生活困窮者対策等における税務情報の活用について」」